議提第４号

北本市議会基本条例及び北本市議会委員会条例の一部改正について

会議規則第１４条の規定により、北本市議会基本条例及び北本市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和８年９月２８日　提出

提出者　北本市議会議員　桜井　卓
提出者　北本市議会議員　島野和夫
提出者　北本市議会議員　滝瀬光一
賛成者　北本市議会議員　斉藤　章
賛成者　北本市議会議員　今関公美
賛成者　北本市議会議員　岡村有正
賛成者　北本市議会議員　金森すみ子

北本市議会議長　保角美代　様

北本市議会基本条例及び北本市議会委員会条例の一部を改正する条例

（北本市議会基本条例の一部改正）

第１条　北本市議会基本条例（平成２９年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３５条第１項中「２０人」を「１９人」に改める。

（北本市議会委員会条例の一部改正）

第２条　北本市議会委員会条例（昭和４８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項に次のただし書を加える。

ただし、議長については、この限りでない。

第２条第２項第１号及び第３号中「７人」を「６人」に改め、同項第４号中「１９人」を「１８人」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の北本市議会基本条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される北本市議会議員の一般選挙から適用する。

３　第２条の規定による改正後の北本市議会委員会条例の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される北本市議会議員の一般選挙により選挙された議員の任期の初日以後の常任委員会の委員の定数について適用し、同日前の常任委員会の委員の定数については、なお従前の例による。